＜第一次対応＞

松江商工会議所

中小企業活性化協議会事業　支援業務部門　御中

窓口相談申込書兼同意書

当社及び私は、貴所による中小企業活性化協議会事業（収益力改善計画支援、経営改善計画（早期経営改善計画を含む）策定支援事業に対する助言支援、再生支援、再チャレンジ支援、以下「本事業」といいます。）の制度、手続及び内容等について説明を受け、その記載内容を十分に理解し、本書裏面の誓約書及び下記の事項について同意した上で、窓口相談（第一次対応）を申し込みます。

記

１．貴所による本事業の遂行のために、当社及び私が、貴所（支援業務部門及び協議会事務局）に開示した情報及び今後開示する情報を、貴所が、経済産業省中小企業庁、中国経済産業局、中国経済産業局管内の中小企業活性化協議会事業支援業務部門に所属する弁護士資格を有する統括責任者補佐、及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業活性化全国本部）に開示すること。また、経済産業省は、本事業の評価、制度・運用改善及び利用状況フォローアップ等の目的の範囲内において、経済産業省が指定する者に対し、必要かつ適切な監督を行うことを前提に当該情報を開示することがあり、経済産業省又は経済産業省が指定した者は、当該情報を統計的に処理した上で匿名化した結果を公表することがあること。

２．経済産業省、貴所又は独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業活性化全国本部）が実施する本事業に関するアンケートに協力すること。

　　年　　月　　日

　　相談企業　　　（住　　所）

　　　　　　　　　（会社名又は屋号）

　　　　　　　　　（代表者名）

　　　　　　　　　（代表者署名）

　　相談者（個人）（住　　所）

　　　　　　　　　（氏　　名）

（相談企業との関係）□代表者　　□保証人（代表者を除く）

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

誓　約　書

　当社及び私は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社及び私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

　また、松江商工会議所（以下「貴所」といいます。）において必要と判断した場合に、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　貴所の支援対象として不適当な者

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　貴所の支援対象として不適当な行為をする者

（1） 暴力的な要求行為を行う者

（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（4） 偽計又は威力を用いて貴所の業務を妨害する行為を行う者

（5） その他前各号に準ずる行為を行う者

以上